

教 職 第 1017-1 号

平成 27 年 12 月 11 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

定年退職予定者に係る退職手当の試算結果の送付について（通知）

定年退職予定者のうち試算希望者について、「退職手当概算書」を作成しましたので、
プライバシー等に十分配慮の上、各試算希望者に配布していただきますようお願いします。
（個人あて封筒は、開封せずにそのまま本人へお渡しください。）

また、試算希望者あての文書を添付しますので、お手数ですが該当人数分印刷の上、配布をお願いします。御不明の点があれば、下記担当までお問い合わせください。

担当：昇給・退職手当担当 清水・黒羽

TEL：048－830－6670

FAX：048－830－4953

教 職 第 1017-6 号

平成 27 年 12 月 11 日

定年退職予定者

(試算希望者) 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

定年退職に係る退職手当の試算結果の送付について(通知)

標記につきまして、別添のとおり「退職手当概算書」を送付いたします。

なお、試算の内容につきましては、「退職手当概算書の見方について」を参照してください。

御不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

担当：昇給・退職手当担当 清水・黒羽

TEL：048－830－6670

FAX：048－830－4953

「退職手当概算書」の見方について

「1. 退職手当概算額」について

- あくまで 目安 としてお考えください。実際の支給を保証するものではありません。
- 退職手当額、税額、算定基礎給料月額および支給割合等は、平成27年12月1日現在の制度に基づき、平成28年3月31日付けで定年退職する場合として計算しています。
- 退職手当からは、記載の「所得税+住民税」のほか、さらに一括徴収住民税（※）及び共済（互助会）貸付金（該当者のみ）が控除されます。

※「一括徴収住民税」とは、平成26年の所得に対し、平成27年6月から平成28年5月まで毎月給与から控除される住民税について、退職に伴い給与から控除できなくなる平成28年4月、5月分を退職手当から一括して控除するものです。毎月控除されている住民税2か月分とお考えください。

「2. 算出基礎等」について

○現行制度の退職手当算出方法

算定基礎給料月額

×

支給割合

+

退職手当の調整額

=

退職手当額

○在職期間

- ・ 職員として引き続き在職期間をいいます。（ただし、1年未満の端数月は切り捨てます。）
- ・ 本県本採用になる前に、臨時的任用の期間がある場合、1日も空かずに引き続いていて、かつ退職手当の支給がされていなければ、在職期間に含めます。
- ・ 埼玉県に採用される前に、国・他県または市町村等における在職期間がある場合、当該期間が本県における在職期間に1日も空けずに引き続き、かつ退職手当の支給がされていない場合に、当該期間を本県における在職期間に通算することができます。
- ・ 退職手当概算書においては、国・他県等への調査結果に基づき、通算が可能なものについては通算を行った上で勤続期間を算出していますが、一部調査が継続中の場合があります。その場合、御提出いただいた退職手当申立書の採用日より算出してあります。調査の結果、採用日が変わる場合は別途、所属を通じて御連絡しますので予め御了承ください。
- ・ 履歴書に前歴が記載されていない場合、通算されていない場合があります。本県で採用される前に、在職期間の通算が可能な国・他県等で勤務したことがある場合については、履歴書から記載がもれていないか必ず確認をしてください。

○休職等期間

- ・ 休職、育児休業など、退職手当算定上の在職期間から除算される期間です。退職手当申立書に記載していただいた内容と相違ないか御確認ください。なお、公務災害による休職については記載されていないのでご了承ください。

○算定基礎給料月額

- ・現在の級号給を基に算出しています。
- ・実際の退職手当額については、退職時点での級号給で算出されます。
- ・平成18年4月の給料表の切り替えに伴う経過措置として支給されている差額は退職手当算定上の給料月額には含まれません。

○支給割合

- ・平成27年度版『福利のしおり』P.149（別表1）またはライフプランセミナー資料を参照してください。

「3. 経過措置」について

○（1）新制度施行日前日額に係る算出基礎等

- ・平成18年3月31日に実際の退職事由と同じ事由により退職したものとして、同日における給料月額で旧制度に基づいて計算した額に一定の割合を乗じた額が、現行の制度に基づいて計算した額よりも高くなる場合は、その額を退職手当額とします。計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{新制度施行日前日における給料月額※1}} \times \boxed{\text{旧制度による支給割合※2}} \times \boxed{\text{調整率※3}} = \boxed{\boxed{\text{退職手当額}}}$$

※1 平成18年3月31日時点での給料月額

※2 平成18年3月31日に退職した場合の支給割合

※3 調整率は下記のとおり

○下記のいずれかを満たす場合・・・・・・・・・・87/100

- ・勤続期間が20年未満の場合
- ・自己都合退職で勤続期間が42年以下の場合
- ・公務外傷病退職で勤続期間が37年以上42年以下の場合

○上記のいずれも満たさない場合・・・・・・・・・・87/104